令和６年度 免許取得に係る助成金交付要綱

令和６年３月３１日 制定
一般社団法人兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第１条　一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、深刻化しているトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調し、兵ト協会員事業者(以下「事業者」という。)が自社従業員に自動車運転免許を取得させた際の教習料の一部を助成する。

（助成対象）

第２条　助成の対象となる経費は、次に掲げる自動車運転免許を取得するために、事業者が指定自動車教習所等へ支払った費用(消費税を除く)とする。

(1)　大型免許
(2)　中型免許
(3)　準中型免許
(4)　けん引免許
(5)　８ｔ限定中型免許の限定解除
(6)　５ｔ限定準中型免許の限定解除

２　前項の免許取得者は、助成金交付申請時点において自社(兵庫県内の事業所)に在籍し、選任運転者として従事していること。

３　指定自動車教習所等への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用等は、助成の対象とはしない。

４　従業員が個人で支払った場合は、助成の対象とはしない。

５　国、地方自治体及びその他団体等(以下「国、その他等」という。)が実施する助成制度等により助成金が交付されている(される)場合は、助成の対象とはしない。
　但し、兵ト協に国、その他等から協調助成等について申し入れがあったもので、兵ト協が同意したものについては併用を認める。

６　特例措置として、事業者が別に定める要件を満たす従業員に第１項に定める自動車運転免許の取得費用を負担した場合についても助成の対象とする。

（交付額及び上限等）

第３条　助成金交付額は、次に掲げる額とする。

(1)　大型免許、中型免許、準中型免許　　各１０万円を上限
(2)　けん引免許　　５万円を上限
(3)　限定解除(２種類)　　各２万５千円を上限

２　交付額が事業者の負担額(消費税を除く)を上回る場合は、その負担額を上限とする。

３　「準中型免許」および「５ｔ限定準中型免許の限定解除」については、全ト協「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」の助成交付要件に該当する場合、全ト協交付要綱に基づき全ト協が助成金を交付する。その場合、兵ト協の助成交付要件を満たしていれば、上記上限額の不足分を兵ト協が助成する。

４　上記交付額にかかわらず、１事業者の助成金交付枠は３０万円とする。
５　国、その他等と協調で助成する場合、兵ト協と全ト協、国、その他等の助成金等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、全ト協または兵ト協の助成額を減額する。

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める様式に必要書類を添付し、交付申請期間中に兵ト協へ提出しなければならない。

（交付申請期間）

第５条　交付申請期間は、令和６年４月１日から令和７年３月７日までとする。
但し、上記期間中であっても交付額が予算枠に達した時点で受付を終了する。

（助成金の交付）

第６条　兵ト協は、事業者から交付申請があったときは、速やかにその内容を精査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

２　「準中型免許」および「５ｔ限定準中型免許の限定解除」については、全ト協の助成金交付要件に該当する場合、兵ト協は全ト協助成金交付要綱に基づいて全ト協へ助成金交付請求を行うものとし、全ト協から入金があったときは、速やかに申請事業者へ交付する。
なお、兵ト協の交付申請期間内において全ト協の受付が終了したときは、兵ト協要綱の範囲内および予算内で兵ト協が助成金を交付する。

（助成金の返還）

第７条　兵ト協および全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。
また、助成金の交付を受けた事業者は、後に不正等の事実が判明した場合には、速やかに兵ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

(1)　この要綱その他兵ト協が定める事項および全ト協要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき。
(2)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

（報　告）

第８条　兵ト協および全ト協は、この要綱に定める助成制度に関して、事業者に必要な報告を求めることができる。

（その他必要な事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協および全ト協が別にこれを定める。

（附　則）

本要綱は、令和６年３月３１日より適用する。

令和６年１０月１日　一部改正、実施（助成対象 第２条の５項）
（交付額及び上限等 第３条の５項）

別 紙

免許取得に係る助成事業における助成金交付特例措置要件（第２条関係）

次の①、②いずれかの要件を満たす場合に限り、特例措置として助成金の交付対象とすることができる。

① 令和６年４月度に採用した新卒者（令和６年３月卒業者）であって、令和５年度中（在学中）に対象免許を取得した者。

※ 学校卒業証書（写）等により新卒者であることを確認する。

② 令和６年１月１日から同年３月３１日の期間に採用（４月１日付採用を含む）され且つ対象免許を取得した者。

以 上